

学校施設開放事業における運用の見直しについて

報告内容

学校施設開放事業において、使用団体の利便性向上及び学校の負担軽減を図るため、令和5年10月から「施設予約システム（以下「システム」といいます。）」を導入します。

また、システムの導入に合わせ、開放時間、開放方法等を見直します。

1 経緯・背景

港区教育委員会では、港区立学校施設の開放に関する規則に基づき、学校教育に支障のない範囲で校庭、体育館等の学校施設（以下「学校施設」といいます。）を地域開放（遊び場開放及びスポーツ開放）し、地域の児童及び幼児の安全な遊び場として確保するとともに、地域住民のスポーツ活動の場として活用しています。

現在、全ての区立小・中学校において、学校施設等使用事前届出団体（以下「届出団体」といいます。）や届出団体以外の一般団体に対して、学校施設を開放しています。

令和2年10月に策定された「ICT等を活用した行政サービスの利便性向上に向けた取組指針」に基づき、学校施設開放事業においても、令和5年10月からシステムを導入することとし、円滑に導入できるよう検討することとしました。

検討に当たり、令和3年度に各使用団体へのアンケート調査を実施するとともに、説明会を開催し、使用団体からの意見を聴取しました。147団体からアンケートを回収（回収率58.5%）し、説明会には延べ195団体が参加し、多くの意見が寄せられました。

寄せられた意見では、システムの導入により申込手続きや予約状況確認等の利便性が向上することに賛同する意見がある一方で、全ての団体が抽選予約となることで、地域の子どもたちが学校で活動できなくなることを心配する声が多くありました。

また、議会からも同様の意見及び問合せが多数寄せられました。

これらの意見を踏まえ、利便性の向上と学校負担の軽減に加え、これまで学校施設を使用して活動してきた届出団体（以下「既存団体」といいます。）への配慮を踏まえた、学校施設開放事業の見直しを行うこととしました。

見直しに当たっては、使用団体の代表者や学校関係者等で構成する「学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」といいます。）」において検討することとし、シス

テムを導入するに当たっての課題や解決方法、またシステム導入では解決できない課題についても、その解決方法について検討を重ねてきました。運営委員会は、令和4年7月から12月まで全4回開催し、その都度、区ホームページにおいて募集した意見を反映してきました。

2 学校施設開放事業の課題

(1) 申込手続きの煩雑さと学校の負担

使用団体は電話又は窓口で、学校又はスポーツ施設に空き状況を確認したうえで、毎月使用申請書を提出しており、煩雑な手続きとなっています。一方で、学校は空き状況の問合せのほか、予約申込受付や調整に多くの時間を費やしています。

(2) 既存団体の活動の維持

子どもたちを中心とする地域の既存団体は、これまでのように学校施設を安定的に継続して使用できないと活動が維持できません。活動日時が不確定になると、子どもたちが団体活動に参加しにくくなり、団体の存続自体が難しくなります。

(3) 活動時間・場所の不足

現在の学校施設は、既存団体の活動により、ほぼ空き枠がない状況のため、届出団体として新たに登録した団体及びこれから新たに登録する団体（以下「新規団体」といいます。）が使用しにくい状況です。

(4) 学校施設の安全確保

既存団体の中には、学校施設を使用する際のルールを守っていない団体が存在するとともに、このような団体が存続・増加することに対して、学校も不安を感じています。

3 見直し内容

(1) 使用団体の利便性向上及び学校の負担軽減

学校施設開放事業にシステムを導入し、全ての学校施設の申込みをオンライン申請とするとともに、予約状況を可視化することで使用団体の利便性向上及び学校の負担軽減を図ります。

(2) 既存団体の活動維持のための配慮及び申込みの優先順位

ア 既存団体の活動維持のための配慮

システム導入後も既存団体の活動が維持できるよう、活動経緯や目的、構成員等の状況を踏まえ、以下の団体については、事前に使用枠を確保します。

【配慮する既存団体】

- ① 当該学区域の子どもの活動を主とする団体
- ② 当該地域の区民の活動を主とする団体
- ③ ①・②を踏まえ、学校教育と深い関わりのある団体

イ 申込みの優先順位

システム導入後の申込み優先順位については、これまでどおり「学校行事等」の学校教育を最優先としたうえで、「区等が実施する地域でのスポーツ活動（地

域スポーツ教室、スポーカル等)」、「既存団体」、「新規団体」、「一般団体」の順で、事前確保、抽選申込み、空き枠申込みを行います。

なお、システムでの申し込み枠数は、他のスポーツ施設と同様に10枠とします。

<参考> 申込み方法の流れ (例12月分)

日 程 区分	~9月30日	10月1日 ~4日	10月5日~20日 抽せん結果21日	11月1日~
学校行事等 区等のスポ ーツ活動	事前確保			
既存団体		事前確保		空き枠申込み(10枠)
新規団体			抽選申込み(10枠)	空き枠申込み(10枠-当選枠)
一般団体				空き枠申込み(10枠)

(3) 新規団体の活動場所の確保

ア 開放時間枠の見直し (別紙参照)

(2)を踏まえ、既存団体の活動に配慮しつつ、新規団体が使用しやすくするために、土曜・日曜・祝日の12時から13時等も開放時間とするとともに、平日の夜間に2時間枠を設定するなど、これまでの開放時間を実態に合わせて拡大し、開放枠を細分化することで新たな使用枠を創出します。

イ 開放方法の見直し

防球ネットによって分割し、安全に使用が可能な芝浜小学校及び全中学校の体育館については、半面での使用枠を設定し、新たな使用枠を創出します。

(4) 団体登録審査方法の見直し

名義貸しの防止や団体のマナー及びモラル向上を図るため、審査方法を見直します。

また、学校施設における安全性を向上させるため、学校使用時の遵守事項を明記した誓約書の提出を各届出団体に求めます。

4 今後のスケジュール (予定)

令和5年	3月下旬	区民文教常任委員会へ報告 使用団体への周知開始
	5月下旬	教育委員会へ審議 (港区立学校施設等使用条例の一部改正)
	6月中旬	令和5年第2回定例会 (港区立学校施設等使用条例の一部改正)
	10月	施設予約システムによる受付開始 (令和5年12月使用)

分)

開放時間枠の見直し内容

【現行の開放時間】

(校庭・体育館・柔剣道場)

時間	平日	土曜	日曜・祝日
9時～12時 (3時間)	授業	②	⑤
12時～13時		—	—
13時～17時 (4時間)		③	⑥
17時～21時 (4時間)	①	④	⑦

※ 「17時～21時」の枠については、学校教育（部活動、放課GO→クラブ等）を優先して貸し出しています。

(テニスコート)

時間	平日	土曜	日曜・祝日
9時～12時 (3時間)	授業	②	⑤
12時～13時		—	—
13時～17時 (4時間)		③	⑥
17時～18時30分	①	—	—
18時30分～21時 (2.5時間)		④	⑦

【見直し後の開放時間】

(小学校)

時間	平日	時間	土曜	日曜・祝日
9時～12時	授業	9時～12時 (3時間)	③	⑦
12時～15時		12時～15時 (3時間)	④	⑧
15時～17時		15時～18時 (3時間)	⑤	⑨
17時～19時 (2時間)	①	18時～21時 (3時間)	⑥	⑩
19時～21時 (2時間)	②			

(中学校)

時間	平日	時間	土曜	日曜・祝日
9時～12時	授業	9時～12時 (3時間)	②	⑥
12時～15時		12時～15時 (3時間)	③	⑦
15時～19時		15時～18時 (3時間)	④	⑧
19時～21時 (2時間)	①	18時～21時 (3時間)	⑤	⑨

学校施設開放運営会委員

役職	区分	氏名	所属・役職名等
会長	区立中学校長会代表	さとう ふとし 佐藤 太	港区立御成門中学校校長
副会長	スポーツ団体代表	いしが けん 石賀 健	港区立学校施設等使用事前届出団体 (港南メッツ代表)
委員	区立小学校長会代表	はしもと ゆういち 橋本 勇一	港区立東町小学校校長
	小学校 PTA 連合会代表	えびはら じょういち 海老原 城一	港区立高輪台小学校 PTA 会長
	中学校 PTA 連合会代表	みやおか まゆこ 宮岡 麻由子	港区立お台場学園港陽中学校 PTA 会長
	学校職員代表	たいら ゆうこ 平 裕子	港区立港南小学校副校長
	学校職員代表	まつしま ともこ 松島 智子	港区立六本木中学校副校長
	スポーツ団体代表	おおこし のぶゆき 大越 信幸	港区立学校施設等使用事前届出団体 (キンダー善光サッカークラブ U12、青山サッカークラブ U13、U14 及び U15 代表)
	教育委員会事務局	たけむら たかこ 竹村 多賀子	生涯学習スポーツ振興課長